

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年6月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2200175 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300004 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B事業所(以下「B事業所」という。)における賞与支払年月日を平成20年7月25日、標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のB事業所における賞与支払年月日を平成20年12月22日、標準賞与額を50万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のB事業所における賞与支払年月日を平成21年7月27日、標準賞与額を61万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のB事業所における賞与支払年月日を平成21年12月22日、標準賞与額を50万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年7月
② 平成20年12月
③ 平成21年7月
④ 平成21年12月
⑤ 平成22年7月

私は、B事業所から請求期間①から⑤までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①から⑤までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、C銀行D支店から提出された請求者及びB事業所の複数の同僚に係る預金取引明細表1並びに同事業所の複数の同僚から提出された給与台帳及び預金通帳により、請求者は請求期間①から④までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、上記請求者に係る預金取引明細表1及び複数の同僚に係る給与台帳により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万円、請求期間②は50万2,000円、請求期間③は61万6,000円、請求期間④は50万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払年月日については、上記請求者及び複数の同僚に係る預金取引明細表1並びに複数の同僚から提出された預金通帳により確認できる賞与振込年月日から、請求期間①は平成20年7月25日、請求期間②は同年12月22日、請求期間③は平成21年7月27日、請求期間④は同年12月22日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し、提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤について、A社は、請求者に係る資料は保管していない旨回答していることから、請求期間⑤に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B事業所において請求期間⑤における賞与の記

録が確認できる複数の同僚の賞与支払年月日は、平成 22 年 7 月 26 日となっていることが確認できるところ、複数の同僚から提出された預金通帳又は複数の同僚に係る預金取引明細表 1 によると、同月 1 日から同月 31 日までの期間に確認できる A 社からの振込みは同月 9 日（金曜日）及び同月 26 日となっており、A 社は、同事業所における請求期間⑤当時の給与の支給日は毎月 10 日であった旨回答していることから、同事業所では、同月 9 日に給与、同月 26 日に賞与が支払われていたと考えられる。

一方、C 銀行 D 支店から提出された請求者に係る預金取引明細表 1 によると、平成 22 年 7 月 1 日から同月 31 日までの期間に確認できる A 社からの振込みは、同月 9 日の振込みのみであり、ほかに A 社からの振込みは確認できない。

また、請求者は、B 事業所の給与及び賞与は同事業所から指定され、開設した C 銀行 D 支店の預金口座に振り込まれており、給与及び賞与がほかの銀行口座に振り込まれたことも現金で支払われたこともなかった旨陳述していることから、請求者の請求期間⑤に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間⑤に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。